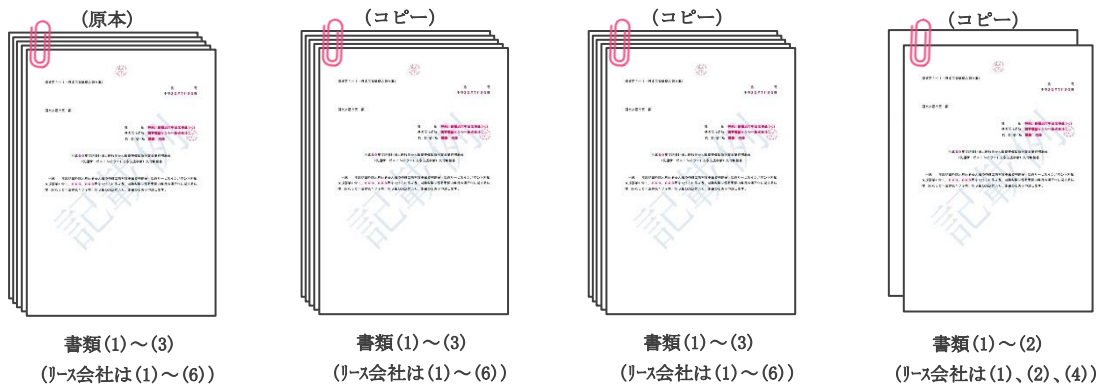


補助金交付申請書の提出について

補助金の内示を受けた方は、定められた提出期限までに「ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、補助金を活用して導入する車両を配置する営業所を管轄する運輸支局に提出してください。

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)及び(2)（リース会社が申請する場合は(1)、(2)及び(4)）のみでお願いします。
- ◆ 提出書類はすべてA4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請書（様式第6-1）
- (2) 令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請事業（様式第6-1別紙2）
- (3) 購入予定の自動車の見積書及び内定通知を受けた機器の見積書（様式第6-1別紙2の補助対象経費に計上した箇所を色付け、丸しるしをするなどしてお示しください）
- (4) 内定通知を受けた機器の仕様がわかるもの（価格が確認できるもの。カタログでも可。）

※リース会社が申請する場合は上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- (4) 貸与する車両・船舶の状況（様式第2-1別紙2-2）
- (5) 自動車リース見積書
- (6) 自動車リース料金算定根拠明細書

※ その他、補助金交付申請にあつては、上記書類に加えて次ページの書類が必要となります。

UDタクシーを導入する場合

- 補助を活用して購入するUDタクシー1台につき2名以上のUD研修受講の挙証資料として、「UD研修の受講者数調べ」に関する書面（様式指定あり）
- 「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付け通達）に基づく研修を年2回以上実施していることを証する書面（様式指定あり）
- UDタクシーの導入に併せて、多言語化、無料公衆無線、LAN環境の整備又はキャッシュレス対応機器のうち、いずれかを導入することを証する書面（様式指定あり）

ジャンボタクシーを導入する場合

- ジャンボタクシーの導入に併せて、当該車両にクレジットカード等のキャッシュレス決済機器を導入することを証する書面（様式指定あり）